

国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー設置要綱

一 目的

第三者行為に係る求償事務の継続的な取組強化を図るため、保険者の抱える課題に対して、具体的な解決策等を助言できる国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー（以下「求償アドバイザー」という。）を設置し、もって医療費の適正な執行を確保することを目的とする。

二 委嘱

求償アドバイザーは、国民健康保険及び損害保険に関する豊富な知識や経験を有する専門家及び市町村職員等のうちから、厚生労働省保険局国民健康保険課長が委嘱する。

三 取組事項

求償アドバイザーの取組事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害届の届出の励行を促す取組の強化
- (2) 第三者による不法行為が疑われるレセプト発見方法の強化
- (3) 損害賠償請求の事務が滞っている場合の解消方法
- (4) 損害保険会社や医療機関等との連携方法
- (5) その他、求償事務の取組強化に関する事項

四 活動

求償アドバイザーの活動内容及び活動時間は、次のとおりとする。

- (1) 講演等の依頼に基づく講師又は助言者としての派遣
- (2) 電話等による照会への相談対応
- (3) 業務を通じた「求償アドバイザー候補者」の発掘・育成
- (4) 求償事務に関する会議等への参加
- (5) 損害保険関係団体との協議の場への出席
- (6) 活動に当たっては担当ブロック制を基本とする。
- (7) 活動時間は、求償事務アドバイザーの指定する時間とする。

五 任期

求償アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

六 秘密を守る義務

- (1) 求償アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 求償アドバイザーが、前号の規定に違反して秘密を漏らした場合は、二による委嘱を解くものとする。

七 その他

- (1) 求償アドバイザーの活動については、謝金及び旅費を支給することができる。
- (2) この要綱に定めるものの他、求償アドバイザーの活動に関する必要事項は別に定める。

平成28年1月19日

平成28年4月1日改正

平成28年11月1日改正